

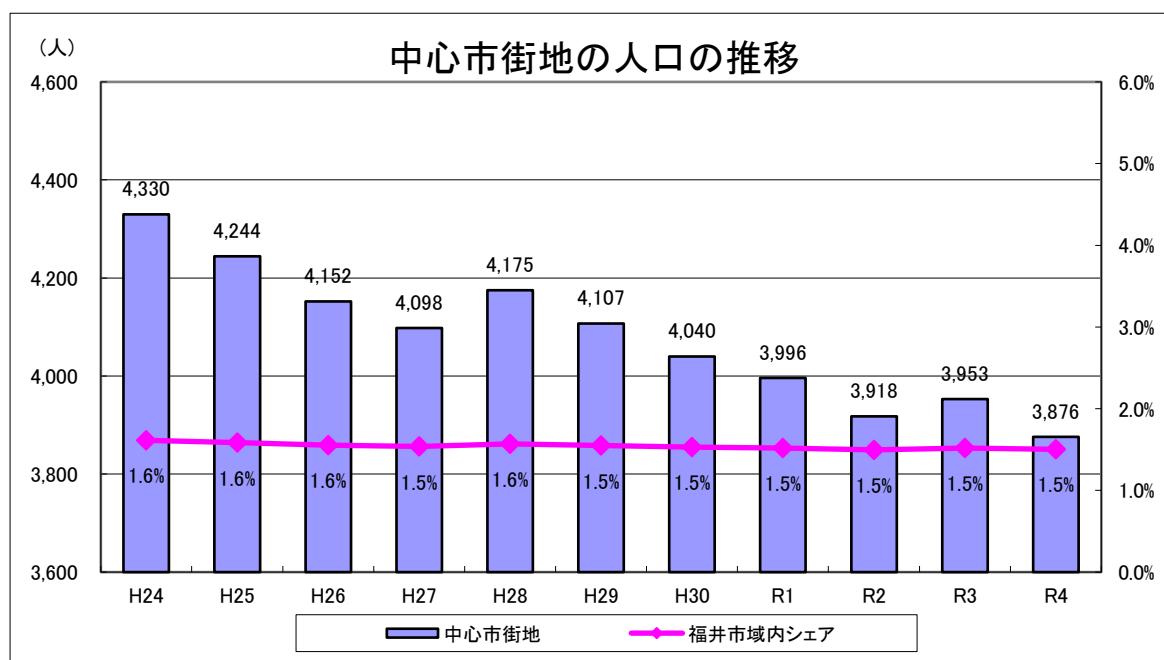
## 中心市街地活性化

本市の中心市街地は、県庁や市役所などの行政機関や商業、業務機能が集積し、JR福井駅をはじめとする公共交通機関の集まる利便性の高い場所として、経済、文化の中心的な役割を果たしてきた。しかし、市街地周辺部の発展やモータリゼーションの進展に伴い、人口や商業販売、就業者などの減少が続き、中心市街地の空洞化、衰退の現象が起きている。

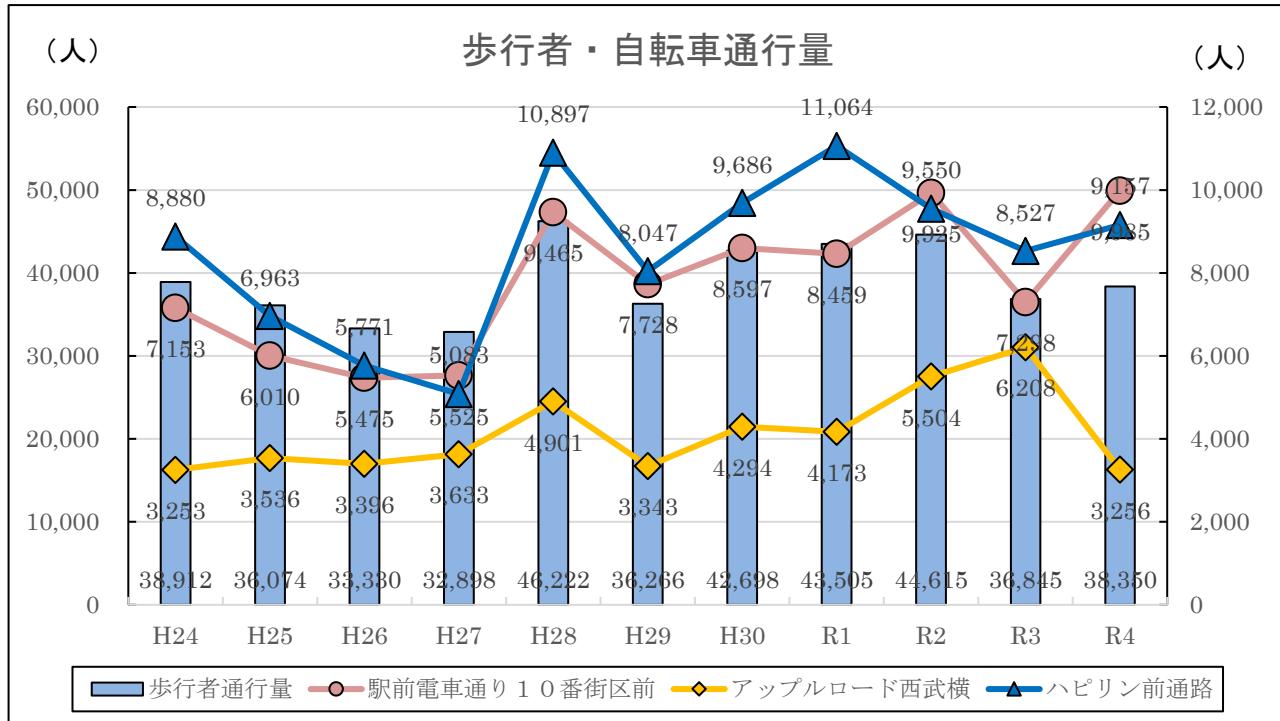
こうした中、中心市街地活性化は、人口減少、少子・高齢社会が進展していく中で、コンパクトなまちづくりに向けた第一歩として取り組むもので、商業、居住、文化等の都市機能を集約し、交通結節機能の維持強化を図り、市民が集い、誇りの持てるまちづくりを進めるものである。そのため、中心市街地の商業振興や都市交通政策、都心居住などのソフト・ハード両面から総合的に取り組んでいく。

中心市街地の人口の推移（10月1日現在）

|        | 平成24年   | 平成25年   | 平成26年   | 平成27年   | 平成28年   | 平成29年   | 平成30年   | 令和元年    | 令和2年    | 令和3年    | 令和4年    |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大手1丁目  | 207     | 196     | 185     | 173     | 162     | 159     | 152     | 153     | 144     | 138     | 137     |
| 大手2丁目  | 746     | 738     | 716     | 713     | 722     | 701     | 683     | 684     | 676     | 648     | 649     |
| 大手3丁目  | 131     | 126     | 127     | 121     | 118     | 110     | 104     | 103     | 97      | 112     | 103     |
| 中央1丁目  | 524     | 521     | 509     | 491     | 566     | 556     | 558     | 551     | 514     | 605     | 581     |
| 中央2丁目  | 637     | 631     | 620     | 616     | 611     | 609     | 600     | 579     | 579     | 561     | 564     |
| 中央3丁目  | 340     | 339     | 338     | 350     | 365     | 352     | 366     | 358     | 370     | 369     | 351     |
| 順化1丁目  | 505     | 487     | 461     | 469     | 475     | 474     | 454     | 455     | 436     | 446     | 440     |
| 順化2丁目  | 728     | 707     | 700     | 665     | 661     | 655     | 641     | 637     | 632     | 612     | 610     |
| 手寄1丁目  | 223     | 216     | 217     | 213     | 211     | 215     | 211     | 209     | 214     | 215     | 208     |
| 日之出1丁目 | 289     | 283     | 279     | 287     | 284     | 276     | 271     | 267     | 256     | 247     | 233     |
| 計      | 4,330   | 4,244   | 4,152   | 4,098   | 4,175   | 4,107   | 4,040   | 3,996   | 3,918   | 3,953   | 3,876   |
| 市全体    | 268,470 | 267,904 | 267,345 | 266,690 | 266,032 | 265,298 | 264,316 | 263,311 | 261,898 | 260,082 | 258,086 |



中心市街地の歩行者通行量の推移（休日平均）



## 1 中心市街地のまちづくりの推進

中心市街地活性化基本計画は、第1期（H19.11～H25.3）、第2期（H25.4～H30.3）の二期10年にわたり活性化事業を行ってきた。

まちづくりの推進には現状の把握と推進体制の維持が重要であることから、今後も中心市街地の活性化に向け官民が方向性を共有し、一体的な取組を継続することでP D C Aサイクルを継続するとともに、計画に位置付けていた「公共交通機関乗車数」、「観光案内所利用者数」、「中心市街地の人口」及び「歩行者・自転車通行量」の4つの指標について継続して調査する。

また、北陸新幹線福井開業という好機を捉え、民間主体の再開発や共同建替の支援を行い、福井駅・城址周辺地区市街地総合再生計画を推進するほか、都市再生緊急整備地域の制度を利用することにより、県内外からの民間投資を呼び込み、中心市街地の活性化を図っていく。

中心市街地の区域 約105.4ha（大手、中央、順化、日之出・手寄の一部）

### 調査する指標

|             | 公共交通機関乗車数<br>(人/日) | 観光案内所利用者数<br>(人/年) | 中心市街地の人口 | 歩行者・自転車通行量<br>(平日・休日の平均) |
|-------------|--------------------|--------------------|----------|--------------------------|
| 最新値<br>(R4) | 15,850人/日          | 61,448人/年          | 3,876人   | 29,357人/日                |

## 2 中心市街地の振興

### (1) まちづくり福井株式会社の支援

福井市中心市街地のまちづくりを官民一体となって進めていくための推進機関として、賑わい創出を目的とした各種ソフト事業等の中心市街地活性化事業を実施しているまちづくり福井株式会社を支援する。

※福井まちなか文化施設「響のホール」は、福井駅前電車通り北地区A街区第一種再開発事業に伴い、令和2年6月30日に閉館

### (2) アクティブスペース管理事業

まちなかに設置したアクティブスペース（JR高架下17ブロック、ガレリアポケット）について文化・スポーツ・音楽・ボランティアなどの活動拠点として管理運用する。

### (3) 民間によるまちなか活性化活動支援事業

まちなかの魅力と回遊性の向上を図るため、市民、各種団体など民間が主体的に取り組むまちづくり活動を支援する。

### (4) リノベーションまちづくりの推進

老朽化した遊休不動産を有効活用し、中心市街地の新たな魅力を創出するリノベーションまちづくりを推進するため、リノベーション事業を担う人を育成するセミナーを開催する。

### (5) 中心市街地賑わいづくり事業

北陸新幹線開業までの再開発工事等による影響を最小限に抑え、まちなかの賑わいを維持するため、効果的なソフト事業を展開する。

## 市街地再開発

本市における再開発事業は、建築物防災不燃化の建設促進を目的とした防災建築街区造成事業により昭和38年に大名町ロータリー街区で4棟を整備したのが始まりで、以後、福井駅前街区4棟、元町街区1棟、中央1丁目街区1棟、及び駅前南街区で2棟が整備されている。

昭和44年には既成市街地の整備を加速させるため都市再開発法が制定された。本市では同法に基づき、昭和59年に御屋形地区で再開発組合が設立され、昭和63年に工事着工した。本地区は、佐佳枝迺社の境内に仲見世商店街（約80棟）があったことから、同神社施設を取り込み、ホテル、商業施設及び事務所とともに一体的に整備を図り、平成4年4月に完成した。

三の丸地区では平成3年8月に再開発組合が設立され、医療・福祉・住宅を中心とする複合ビルとして、平成13年に工事着工し、平成15年3月に完成した。

また、手寄地区では福井駅周辺市街地総合再生計画に基づき、駅東口の拠点づくりを目指すため、平成15年8月に手寄地区市街地再開発組合を設立し、公共公益施設と民間施設とが一体となった都市型複合施設として、平成17年に工事着工し、平成19年3月に完成した。

さらに、平成19年12月には、県都の玄関口にふさわしいにぎわい交流拠点の形成を図るため、福井駅西口交通広場の都市計画変更とともに、福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定を行ったが、その後の経済情勢の変化等を受け、平成24年3月に事業全体の再構築に伴う都市計画の変更を行った。平成24年5月には、市街地再開発組合の設立認可を受け、平成25年9月に工事着工し、平成28年3月に完成した。

| 地区名           | 面積<br>(ha) | 都市計画<br>決 定                 | 権利者            |                | 組合設立         | 施設概要                            |
|---------------|------------|-----------------------------|----------------|----------------|--------------|---------------------------------|
|               |            |                             | 土地所有者          | 借地             |              |                                 |
| 御屋形地区         | 1.2        | 昭和59年3月<br>昭和61年10月<br>(変更) | 従前 5<br>従後 3   | 従前 62<br>従後 16 | 昭和59年<br>12月 | ホテル・店舗・スポーツ施設・<br>事務所・社殿・会館・駐車場 |
| 三の丸地区         | 0.5        | 平成2年3月<br>平成12年12月<br>(変更)  | 従前 18<br>従後 10 | 従前 6<br>従後 3   | 平成3年<br>8月   | 病院・福祉関連施設・健康増進<br>施設・分譲住宅・駐車場   |
| 手寄地区          | 0.7        | 平成14年8月                     | 従前 12<br>従後 9  | 従前 0<br>従後 0   | 平成15年<br>8月  | 公共公益施設・商業業務施設・<br>駐車場           |
| 福井駅<br>西口中央地区 | 0.7        | 平成19年12月<br>平成24年3月<br>(変更) | 従前 22<br>従後 14 | 従前 5<br>従後 2   | 平成24年<br>5月  | 商業業務施設・公共公益施設・<br>共同住宅・駐車場      |

その他、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給に資する優良建築物等整備事業としては、これまでに、浜町桜橋地区、中央1丁目18番地区など7地区が完了した。

# 景観

福井市における戦後のまちづくりは、戦災復興計画から始まり、整備は必要不可欠な機能面にとどまっていた。

しかし、近年、人々の価値観、意識は急速に変わってきており、その結果、多様な精神的、文化的豊かさが求められる時代となってきた。

このような趨勢を背景として、都市の整備においても従来の「用」、「強」から、さらに「美」を重視する方向への発想の転換が求められている。また、道路や公園、水辺、建築物等を個別に整備するだけでなく、それを総合的にコントロールし、質の高い都市景観を生み出す文化行政としての都市行政が求められている。

そこで、平成元年に、福井市の都市景観整備の基本的な方向性を示した「福井市都市景観基本計画・1989」を策定し、また平成3年3月には「福井市都市景観条例」を制定した。

現在は、平成16年6月に制定された「景観法」により、これまで地方公共団体が独自に行ってきただけの景観に対する取組みに法律的位置付けが与えられたことや、平成18年2月の市町村合併によって地域固有の景観資源が新たに加わったことなどから、平成19年5月に「福井市景観基本計画」を策定した。また、平成18年4月に「景観行政団体」となり、平成20年3月には景観法に基づく「福井市景観計画」を策定し、併せてこれを運用していくために「福井市都市景観条例」を改正し「福井市景観条例」として、平成20年10月から施行している。

## 1 福井市景観条例

公布日 平成20年3月31日

施行日 平成20年10月1日

## 2 民間誘導・支援制度

### (1) 特定景観計画区域

重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地域（福井都心地区、一乗谷地区）では、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導するための基準を定め、建築などの行為（建築物の新築等、工作物の建設等、特定照明、広告物の表示等）について規制・誘導を行っている。

特定景観計画区域内の行為届出件数

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|-------|-------|
| 31件   | 32件   | 31件   |

### (2) 福井市景観計画区域

福井市全域を対象に、景観形成に大きな影響を与える大規模建築物等の建築などの行為（建築物の新築等、工作物の建設等、土地の開墾等、木竹の伐採、特定照明、広告物の表示等）について規制・誘導を行っている。

景観計画区域内の行為届出件数

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|-------|-------|
| 196件  | 232件  | 202件  |

(3) 景観づくり地域団体等の認定

| 認定年度   | 種別           | 団体名                          |
|--------|--------------|------------------------------|
| 平成3年度  | 景観づくり地域団体    | 福井西商店街振興会（グリーンロードやしろ商店街振興組合） |
| 平成4年度  | 景観づくり地域団体    | 東郷ふるさとおこし協議会                 |
|        | 景観づくり地域団体    | 城の橋景観整備を進める会                 |
| 平成6年度  | 景観づくり地域団体    | 鮎川21                         |
| 平成10年度 | 景観づくり地域団体    | 上文殊地区総合開発委員会                 |
| 平成16年度 | 景観づくり地域団体    | 中央1丁目景観整備を進める会               |
| 平成21年度 | 景観づくり地域団体    | 一乗谷をよくする会                    |
| 平成24年度 | 福井ふるさと百景活動団体 | 朝倉氏遺跡保存協会                    |
|        | 福井ふるさと百景活動団体 | 宝永まちづくり委員会                   |
| 平成26年度 | 福井ふるさと百景活動団体 | ふくい笏谷石の会                     |
|        | 福井ふるさと百景活動団体 | 東郷ふるさとおこし協議会                 |
| 平成27年度 | 福井ふるさと百景活動団体 | 清明まちづくり委員会                   |
| 平成28年度 | 福井ふるさと百景活動団体 | ふくい桜守の会                      |
| 平成29年度 | 福井ふるさと百景活動団体 | 木曜お堀の会                       |
| 平成30年度 | 福井ふるさと百景活動団体 | まちづくり宮ノ下地区委員会                |
| 令和元年度  | 福井ふるさと百景活動団体 | ROBAの会                       |
| 令和2年度  | 福井ふるさと百景活動団体 | ノカテ                          |
| 令和3年度  | 福井ふるさと百景活動団体 | ナナセカイ                        |
|        | 福井ふるさと百景活動団体 | 新幹線開業に向けて越美北線を考える会           |

|             | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 景観形成助成金等    | 3件     | 6件     | 3件    | 4件    | 1件    | 3件    |
| 景観づくり活動助成金等 | 2件     | 2件     | 2件    | 1件    | 2件    | 4件    |

### 3 公共サイン整備事業

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 平成5年度     | サインマニュアル、基本方針策定  |
| 平成6～9年度   | 中心市街地歩行者系公共サイン整備 |
| 平成10年度    | 車両系公共サイン整備       |
| 平成27～28年度 | 歴史回廊歩行者系公共サイン整備  |

| 年 度  | 6   | 7   | 8  | 9  | 10 | 27 | 28 |
|------|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 設置基数 | 21基 | 20基 | 8基 | 7基 | 2基 | 8基 | 3基 |

## 4 彫刻のある街づくり事業

人々の関心が都市景観づくりに向けられる中、今日では全国各都市で様々な取組みがなされている。本市では屋外彫刻を通した魅力ある都市空間の演出や市民文化の向上を目指し彫刻のある街づくり事業を行ってきた。

| 作品名                 | 設置場所          | 作家名   | 材質                |
|---------------------|---------------|-------|-------------------|
| LOVE IN SKY         | 下馬中央公園        | 常松大純  | ステンレス・白御影石        |
| 風と少女'91             | 福井市美術館敷地内     | 山本正道  | ブロンズ              |
| 詩人 愛と生を見つめて         | 福井市美術館敷地内     | 綿引道郎  | コールテン鋼            |
| LOCUS IN THE SKY'92 | 御屋形再開発地区内都市広場 | 大隅秀雄  | ステンレス・銅・真鍮・アルミニウム |
| my family           | 福井市美術館敷地内     | 中岡慎太郎 | 黒御影石              |
| はじまりの形              | 西公園内植栽帯       | 伊藤知之  | ブロンズ              |
| 記念撮影 一風と一           | 福井城址御本城橋東植栽帯  | 峯田敏郎  | ブロンズ              |
| 母と子・この地に            | 和田公園          | 池田雅彦  | ブロンズ              |
| 風の記憶                | フェニックス通り東側    | 青野 正  | コールテン鋼            |
| WATER OF LIFE       | フェニックス通り東側    | 関 正司  | ステンレス・足羽川の石       |
| 夕べの花                | フェニックス通り東側    | 津田裕子  | ブロンズ              |
| 行列                  | フェニックス通り東側    | 三木俊治  | ブロンズ・コールテン鋼       |
| 森に風                 | 山奥公園          | 山本敏弘  | コールテン鋼            |
| ひな                  | フェニックス通り西側    | 西村文男  | 赤花崗岩              |
| 波に乗って               | フェニックス通り西側    | 田中 肇  | 黒花崗岩              |
| 循環・メビウス             | フェニックス通り西側    | 後藤良二  | ステンレス・アルミニウム・FRP  |
| ひととき                | 西藤公園          | 中村セイ  | ブロンズ              |
| TRIPLE SPIRAL       | 森田公園          | 斎藤路子  | ブロンズ              |
| 春                   | 本町通り南側        | 黒川晃彦  | ブロンズ              |
| 夏                   | 本町通り北側        | 黒川晃彦  | ブロンズ・花崗岩          |
| 5つの積層と並列            | ちぐさ公園         | 前川義春  | 赤御影石              |

## 都 市 計 画

本市の都市計画の取り組みは、昭和2年に旧都市計画法の適用を受けたのがはじまりであるが、本格的には戦災及び福井震災後の戦災復興土地区画整理事業（557ha）からはじまる。その後現在まで、都市基盤整備は土地区画整理事業によるところが大きく、市街化区域（4,685ha）の約79%を占めており全国有数の施行率を誇る。

なお、昭和43年の新都市計画法の制定により、昭和45年4月に福井都市計画区域において市街化区域及び市街化調整区域の設定を行った。当初の市街化区域の規模は4,120haであったが、以後4回の見直し等を経て、565haを市街化区域に編入している。

また、平成12年3月に福井市都市計画マスタープランを策定したが、市町村合併による市域の拡大、社会情勢の変化や全国的な都市づくりの潮流の変化を受けて見直しを行い、平成22年3月に「暮らしの豊かさを実感できる『歩きたくなる』まち」を理念とする【改訂】福井市都市計画マスタープランを策定した。

さらに急激な人口減少、高齢化の進展を背景として、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画が制度化された。本市では、平成29年3月に都市機能誘導区域及び誘導施設を、平成31年3月に居住誘導区域を設定し、【改訂】福井市都市計画マスタープランの一部として、福井市立地適正化計画を策定、公表した。

# 1 都市計画区域

## (1) 福井都市計画区域

昭和4年11月に市街地及びその周辺5,790haにわたる区域を福井都市計画区域として定め、その後の町村合併に伴い順次都市計画区域への編入を行ってきた。昭和43年には、これまでの行政区域を単位とする都市計画区域にとどまらず、広域的かつ一体的な都市としての整備開発、保全を図るために本市に隣接する旧足羽町及び旧清水町の一部を編入した。

その後、昭和44年10月に隣接する旧松岡町の一部を都市計画区域に編入し、さらに昭和54年5月同町において都市計画区域の拡大を行った。また、平成8年4月には本市の一部を都市計画区域に編入して区域の拡大を図った。

### ① 都市計画区域の変遷

| 区域決定及び<br>変更年月日 | 区域面積    | 区域人口     | 備考                          |
|-----------------|---------|----------|-----------------------------|
| 昭和4.11.29       | 5,790ha | 108,357人 | 隣接7ヵ村合併                     |
| 33.12.26        | 12,822  | 135,363  | 隣接3ヵ村合併                     |
| 34.12.24        | 14,781  | 141,958  | 隣接1ヵ村合併                     |
| 36.12.23        | 16,716  | 156,493  | 隣接1ヵ村合併                     |
| 42.7.30         | 17,346  | 179,492  | 隣接1ヵ村合併                     |
| 43.1.30         | 17,215  | 194,500  | 隣接2ヵ町の一部区域編入                |
| 44.10.28        | 17,540  | 208,854  | 隣接1ヵ町の一部区域編入                |
| 54.5.15         | 18,609  | 232,137  | 隣接1ヵ町の一部区域編入                |
| 平成元.6.17        | 18,609  | 248,621  | 鯖江市との境界変更                   |
| 8.4.30          | 19,189  | 253,741  | 細坂町の全部並びに本堂町、羽坂町及び更毛町の一部を編入 |

### ② 都市計画区域の範囲

(令和5年4月1日現在)

| 区分   | 範囲      | 面積       |
|------|---------|----------|
| 福井市  | 行政区域の一部 | 17,800ha |
| 永平寺町 | 〃       | 1,389    |
| 合計   |         | 19,189   |

## (2) 嶺北北部都市計画区域

昭和47年1月、福井新港整備事業及び臨海工業団地造成事業に伴う後背地の広域都市計画を策定するため、福井市の川西地区の一部を含む1市7町にわたり、嶺北北部都市計画区域を設定、その後、昭和51年12月、公有水面埋立による一部区域の拡大、昭和56年7月に地先公有水面の一部編入と一部地区除外を行った。

(令和5年4月1日現在)

| 区分   | 範囲      | 面積      |
|------|---------|---------|
| 福井市  | 行政区域の一部 | 2,560ha |
| あわら市 | 行政区域の一部 | 10,794  |
| 坂井市  | 行政区域の一部 | 13,735  |
| 永平寺町 | 行政区域の一部 | 472     |
| 合計   |         | 27,561  |

## 2 市街化区域と市街化調整区域

都市への人口や産業の集中により、無秩序に宅地化されていくことを防止するため、昭和43年に新都市計画法が制定され、農林漁業との調和を保ちながら、効率の良い公共投資と計画的な市街地の形成を図るため、都市計画区域を市街地として整備する市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域の二つに区域区分（いわゆる都市計画の線引き）を行うこととなった。

本市では昭和45年4月に、福井都市計画区域に市街化区域及び市街化調整区域を定め、同時に「整備、開発及び保全の方針」を定めた。その方針に基づき用途地域などの地域地区、道路、公園、下水道等の都市施設及び土地区画整理事業などの市街地開発事業の都市計画が総合的に定められた。

### (1) 変遷

告示年月日

昭和45年4月1日……都市計画法の抜本的改正により、市街化区域（4,120ha）及び市街化調整区域を定める。

昭和51年8月6日……第1回見直し

昭和54年10月9日……松岡町の一部を市街化調整区域として編入

昭和56年6月19日……下六条地区他（47.4ha）を除外し、下馬地区他（47.4ha）を市街化区域に編入

昭和59年2月3日……第2回見直し

昭和60年12月17日……八ツ島町（2.7ha）、東下野町他（6.9ha）を市街化区域に編入

平成7年3月31日……第3回見直し

平成8年4月30日……細坂町の全部並びに本堂町、羽坂町及び更毛町の一部（580ha）を市街化調整区域として編入

平成9年8月15日……大和田町他（92.9ha）、漆原町他（66.4ha）、南居町他（28.4ha）を市街化区域に編入

平成16年5月14日……清水町の一部（19.4ha）を市街化区域に編入

### (2) 福井都市計画区域

（令和5年4月1日現在）

| 市町名  | 都域面積     | 市街化調整面積  | 市街化区域面積 |
|------|----------|----------|---------|
| 福井市  | 17,800ha | 13,115ha | 4,685ha |
| 永平寺町 | 1,389    | 1,200    | 189     |
| 計    | 19,189   | 14,315   | 4,874   |

## 3 用途地域

用途地域は土地利用計画に基づき、地域別に建築物の用途及び形態について制限し、無秩序な施設混在の防止や生活環境の維持、業務能率の向上、公共施設の効率的整備及び都市の調和ある発展と都市空間を確保することを目的としている。

### (1) 福井都市計画用途地域

昭和12年に用途地域の最初の指定を受けたが、戦災復興計画の際既定計画を全面的に廃止し、福井駅を中心として商業地域の拡大、繊維工業の育成、住みよい住宅地の提供などを主眼とした用途地域変更指定を行った。平成8年4月30日に都市計画法及び建築基準法の改正により新用途地域の指定を行った。この間、用途地域拡大に伴う変更、市街化区域の設定に伴う変更、土地利用の計画の見直しに伴う変更等を行ってきた。

## 福井都市計画用途地域の面積（福井市分）

(令和5年4月1日現在)

| 区分           | 面 積     | 建築物延面積の敷地面積に対する割合 | 建築物建築面積の敷地面積に対する割合 | 外壁の後退距離の限度 | 建築物の高さ制限 | 備 考  |
|--------------|---------|-------------------|--------------------|------------|----------|------|
| 第一種低層住居専用地域  | 約 306ha | 8/10以下            | 5/10以下             |            | 10m      | 6.5% |
|              | 約 186   | 10/10以下           | 6/10以下             |            | 10       | 4.0  |
|              | 約 492   |                   |                    |            |          | 10.5 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 約 829   | 20/10以下           | 6/10以下             |            |          | 17.7 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 約 237   | 20/10以下           | 6/10以下             |            |          | 5.1  |
| 第一種住居地域      | 約1,193  | 20/10以下           | 6/10以下             |            |          | 25.5 |
| 第二種住居地域      | 約 72    | 20/10以下           | 6/10以下             |            |          | 1.5  |
| 近隣商業地域       | 約 11    | 20/10以下           | 6/10以下             |            |          | 0.2  |
|              | 約 221   | 20/10以下           | 8/10以下             |            |          | 4.7  |
|              | 約 82    | 30/10以下           | 8/10以下             |            |          | 1.8  |
|              | 約 314   |                   |                    |            |          | 6.7  |
| 商業地域         | 約 83    | 40/10以下           | 8/10以下             |            |          | 1.8  |
|              | 約 11    | 50/10以下           | 8/10以下             |            |          | 0.2  |
|              | 約 39    | 60/10以下           | 8/10以下             |            |          | 0.8  |
|              | 約 133   |                   |                    |            |          | 2.8  |
| 準工業地域        | 約1,183  | 20/10以下           | 6/10以下             |            |          | 25.3 |
| 工業地域         | 約 192   | 20/10以下           | 6/10以下             |            |          | 4.1  |
| 工業専用地域       | 約 40    | 20/10以下           | 6/10以下             |            |          | 0.9  |
| 合 計          | 約4,685  |                   |                    |            |          | 100  |

## (2) 嶺北北部都市計画用途地域

建築基準法の改正に伴い、新制度による用途地域に切り替えるとともに、福井臨海工業団地造成事業に伴う土地利用計画を検討して、本区域の用途地域を決定した。また、福井臨海工業団地造成事業の変更に伴い一部変更した。

## 嶺北北部都市計画用途地域の面積（福井市分）

(令和5年4月1日現在)

| 用途地域別  | 福井市      |
|--------|----------|
| 工業専用地域 | 約 275 ha |

## 4 防火地域及び準防火地域

本市の防火地域は市街地建築物法時代から指定していたが、建築基準法の施行に伴い用途地域との関連において根本的な再検討を余儀なくされ、昭和26年にこれを変更し約181.63haを指定した。翌27年、市街地中心部の幹線街路沿いに帯状の防火地域を指定し、昭和37年には土地の合理的利用から、従来の防火帯のうち特に業務及び商業中心の地域では街区形式の防火地域に変更した。さらに昭和42年には中心部のビル化並びに不燃化に対応して、防火地域の拡大と市街地の膨張に伴う準防火地域の追加等の変更を行った。また、平成14年及び平成15年には、福井駅周辺における土地の高度利用などを目的とした用途地域の変更に伴い、準防火地域の一部を防火地域にする変更を行った。

### 防火地域及び準防火地域の変遷

| 地域指定及び変更年月日  | 防 火       | 準 防 火       | 計           |
|--------------|-----------|-------------|-------------|
| 昭和 26. 5. 31 | —         | 約 181.63 ha | 約 181.63 ha |
| 27. 10. 30   | 約 2.84 ha | 約 179.14    | 約 181.98    |
| 29. 12. 13   | 約 2.84    | 約 181.94    | 約 184.78    |
| 29. 12. 23   | 約 2.84    | 約 181.94    | 約 184.78    |
| 37. 9. 20    | 約 16.30   | 約 177.10    | 約 193.40    |
| 39. 3. 28    | 約 16.30   | 約 312.06    | 約 328.36    |
| 42. 9. 12    | 約 33.40   | 約 595.33    | 約 628.73    |
| 平成 14. 8. 26 | 約 35.2    | 約 593.5     | 約 628.7     |
| 15. 5. 27    | 約 41.3    | 約 587.4     | 約 628.7     |

### 5 風 致 地 区

昭和13年に福井城跡地区、足羽川地区、足羽山地区の3地区を風致地区として指定したが、昭和45年6月に新しい都市計画法の趣旨に基づき再検討した結果、3地区を変更し、また昭和55年4月には足羽山風致地区の一部を変更した。

| 地 域 指 定 及 び<br>変 更 年 月 日 | 福井城跡風致地区   | 足羽山風致地区    | 足羽川風致地区    | 計           |
|--------------------------|------------|------------|------------|-------------|
| 昭和 13. 5. 13             | 約 18.17 ha | 約 88.11 ha | 約 78.95 ha | 約 185.23 ha |
| 45. 6. 12                | 約 6.9      | 約 197.8    | 約 108.8    | 約 313.5     |
| 55. 4. 4                 | 約 6.9      | 約 194.9    | 約 108.8    | 約 310.6     |

### 6 駐車場整備地区

昭和39年に福井駅西地区の約162haを駐車場整備地区に指定し、昭和41年に路上駐車場設置計画及び大規模建築物の駐車施設の附置義務条例を定め、都市機能の向上や豊かでゆとりある市民生活の実現に寄与するため、都市内における駐車需要への対応を図ってきた。

しかし、社会情勢が変化するなかで、現下の駐車場問題の顕在化とともに、福井駅周辺の諸整備事業の進展に伴い、福井駅の東西地区の一体的発展が見込まれるため、平成4年に従来の駐車場整備地区に駅東地区を追加し、全体で約225haの駐車場整備地区に拡大変更した。また、店舗等の郊外進出等による都市周辺部の駐車問題にも対応すべく、幹線沿いに自動車ふくそう地区約145haも併せて設定した。

| 指 定 年 月 日   | 指 定 種 別              | 面 積    | 備 考            |
|-------------|----------------------|--------|----------------|
| 昭和 39.12.25 | 駐 車 場 整 備 地 区        | 約225ha | 平成4. 10. 2追加変更 |
| 41. 3. 28   | 建築物における駐車施設の附置地<br>区 | 約822ha | 駐車場整備地区含む      |
| 平成 4. 10. 1 | 自 動 車 ふ く そ う 地 区    | 約145ha |                |

### 7 高 度 利 用 地 区

高度利用地区とは、用途地域内の市街地における土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度と、必要な場合には壁面の位置の制限を定める地区である。

### (1) 御屋形高度利用地区の建築等の制限

告示年月日

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 昭和59年3月30日  | 決 定               |
| 昭和61年8月19日  | 変 更               |
| ① 容積率の最高限度  | 600%              |
| ② 容積率の最低限度  | 200%              |
| ③ 建蔽率の最高限度  | 80%               |
| ④ 建築面積の最低限度 | 200m <sup>2</sup> |
| ⑤ 壁面の位置の制限  | あり                |

### (2) 三の丸高度利用地区の建築等の制限

告示年月日

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 平成2年3月30日   | 決 定               |
| 平成12年12月7日  | 変 更               |
| ① 容積率の最高限度  | 650%              |
| ② 容積率の最低限度  | 200%              |
| ③ 建蔽率の最高限度  | 70%               |
| ④ 建築面積の最低限度 | 200m <sup>2</sup> |
| ⑤ 壁面の位置の制限  | あり                |

### (3) 手寄地区高度利用地区の建築等の制限

告示年月日

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 平成14年8月26日  | 決 定               |
| ① 容積率の最高限度  | 700%              |
| ② 容積率の最低限度  | 200%              |
| ③ 建蔽率の最高限度  | 70%               |
| ④ 建築面積の最低限度 | 200m <sup>2</sup> |
| ⑤ 壁面の位置の制限  | あり                |

### (4) 福井駅西口中央地区の建築等の制限

告示年月日

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 平成19年12月11日 | 決 定               |
| 平成24年3月16日  | 変 更               |
| ① 容積率の最高限度  | 600%              |
| ② 容積率の最低限度  | 200%              |
| ③ 建蔽率の最高限度  | 70%               |
| ④ 建築面積の最低限度 | 200m <sup>2</sup> |
| ⑤ 壁面の位置の制限  | あり                |

### (5) 福井駅前南通り地区の建築等の制限

告示年月日

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 令和2年10月8日   | 決 定               |
| ① 容積率の最高限度  | 600%又は500%        |
| ② 容積率の最低限度  | 200%              |
| ③ 建蔽率の最高限度  | 80%               |
| ④ 建築面積の最低限度 | 200m <sup>2</sup> |
| ⑤ 壁面の位置の制限  | あり                |

## 8 都市再生特別地区

都市再生特別地区とは、都市再生緊急整備地域（※）において、国が定める「都市再生緊急整備地域の整備に関する方針」に沿った都市開発事業等を迅速に実現するため、用途地域等による用途規制や容積率制限、斜線制限、日影規制等を適用除外とした上で、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導することを目指すものである。

※ 都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域

## 福井駅前電車通り北地区の建築等の制限

告示年月日

平成31年3月29日 決 定

[A街区] [B街区]

|             |                   |                   |
|-------------|-------------------|-------------------|
| ① 容積率の最高限度  | 850%              | 600%              |
| ② 容積率の最低限度  | 200%              | 200%              |
| ③ 建蔽率の最高限度  | 70%               | 70%               |
| ④ 建築面積の最低限度 | 200m <sup>2</sup> | 200m <sup>2</sup> |
| ⑤ 高さの最高限度   | 130m              | 35m               |
| ⑥ 壁面の位置の制限  | あり                | あり                |

## 9 特別用途地区

特別用途地区とは、用途地域の指定の目的を基本とし、これを補完するため、建築基準法に基づき地区の特性や課題に応じて定める条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定め、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るものである。

本市では、平成19年11月に、福井市特別用途地区建築条例を施行させ、地区内での建築物の制限又は禁止に関し、必要な事項を定めている。

| 地域指定及び<br>変更年月日 | 種<br>類        | 区<br>域<br>面<br>積 | 備<br>考            |
|-----------------|---------------|------------------|-------------------|
| 平成 19. 11. 30   | 大規模集客施設立地制限地区 | 約1, 500ha        | 準工業地域及び<br>近隣商業地域 |
| 22. 12. 2       | 〃             | 約1, 502          | 〃                 |
| 26. 1. 23       | 〃             | 約1, 501          | 〃                 |
| 31. 1. 11       | 〃             | 約1, 498          | 〃                 |
| 令和 2. 3. 16     | 〃             | 約1, 497          | 〃                 |

## 10 地 区 計 画

地区計画は、ふさわしい魅力あるまちをつくるために、地域の特性に応じて、住民の方々の意見を取り入れながら、住民と共にまちづくりの方針とルールを定めるまちづくりの手法である。計画の内容は、建物の用途・形態などの制限や、道路・公園などの公共施設の配置規模をきめ細かく定め、良好なまちづくりを推進するものである。

| 名 称                              | 位 置                                | 面 積     | 当初告示<br>年 月 日 | 変更告示<br>年 月 日 |
|----------------------------------|------------------------------------|---------|---------------|---------------|
| 文 京 地 区 計 画                      | 文京4丁目の一部                           | 約1. 2ha | 平 2. 3. 30    | 平30. 4. 1     |
| 上 北 野 地 区 計 画                    | 上北野1丁目、大東1丁目、河増町の各一部               | 約14. 7  | 平 2. 3. 30    | 平30. 4. 1     |
| 西 木 田 地 区 計 画<br>(区域の全部が再開発等促進区) | 北地区                                | 約0. 65  | 平 2. 12. 10   | 平 4. 3. 7     |
|                                  | 南地区                                | 約0. 65  |               |               |
| 花 堂 南 地 区 計 画<br>(区域の全部が再開発等促進区) | 花堂南2丁目の一部<br>江端町13字、同町14字及び25字の各一部 | 約8. 0   | 平 3. 12. 11   | 平 4. 3. 7     |

|                 |  |        |           |           |
|-----------------|--|--------|-----------|-----------|
| 森田北東部地区計画       | 定正1丁目、定正2丁目、石盛1丁目、石盛2丁目、石盛3丁目、栗森1丁目、栗森2丁目、河合寄安町、上野本町1丁目、上野本町2丁目、上野本町3丁目、上野本町4丁目、上森田6丁目、東森田1丁目、東森田2丁目、東森田3丁目、東森田4丁目、下森田新町の全部上森田3丁目、上森田5丁目、下森田桜町、下森田藤巻町、古市町、栗森町浜の各一部 | 約240.4 | 平7.8.23   | 令2.3.16   |
| 市場周辺地区計画        | 大和田1丁目、大和田2丁目、高柳1丁目、高柳2丁目、高柳3丁目、堂島町、新保北1丁目、寺前町、高木中央3丁目、開発5丁目の各一部   | 約191.9 | 平7.8.23   | 平26.1.23  |
| 飯塚地区計画          | 飯塚町の一部   | 約5.1   | 平8.4.30   | 平19.11.30 |
| 上六条地区計画         | 上六条町の一部  | 約0.9   | 平12.5.29  |           |
| 福井駅周辺地区計画       | 中央1丁目、大手2丁目、手寄1丁目、日之出1丁目の各一部   | 約17.0  | 平12.12.7  | 令2.10.8   |
| 清水地区計画          | 三留町、清水杉谷町、風巻町の各一部  | 約19.4  | 平16.5.14  | 平30.4.1   |
| 福井市中央工業団地地区計画   | 南居町、三尾野町の各一部   | 約28.4  | 平17.4.25  | 平30.4.1   |
| 松本上町地区計画        | 松本上町、開発町の各一部   | 約2.8   | 平17.12.22 | 平30.4.1   |
| 渕4丁目地区計画        | 渕4丁目の一部  | 約2.5   | 平22.12.2  |           |
| 経田2丁目第1自治会地区計画  | 経田2丁目の一部   | 約4.7   | 平22.12.2  |           |
| 豊島1丁目西地区計画      | 豊島1丁目、中央2丁目の各一部  | 約1.3   | 平23.10.13 | 令5.2.24   |
| 西一本木自治会南部地区計画   | 春日町、春日3丁目の各一部  | 約2.0   | 平31.1.11  |           |
| 町屋本町第2自治会北部地区計画 | 町屋3丁目の一部   | 約1.8   | 平31.1.11  |           |
| 福井駅前電車通り北地区計画   | 中央1丁目の一部   | 約2.2   | 平31.3.29  |           |

## 11 都市計画道路

都市計画道路とは、都市施設のうち都市計画に定められた道路である。本市においては、南北の路線として、東縦貫線（国道8号）、福井縦貫線、嶺北縦貫線及び福井川西線等、東西の路線として、明治橋吉野堀線、松岡菅谷線及び中央線等があり、一部の区間を除きほぼ整備を完了している。

市全域における都市計画道路は、これらの路線を含め117路線、延長233,660mであり、その整備率は85.0%となっている。

## 都市計画道路の整備状況

(令和5年4月1日現在)

| 道路種別 | 区分     | 計画延長    | 改良済     |        | 概成済    |      | 備考 |
|------|--------|---------|---------|--------|--------|------|----|
|      |        |         | 延長      | 進捗率    | 延長     | 進捗率  |    |
| 国道   | 国土交通省管 | 15,210m | 15,210m | 100.0% | 0m     | 0%   |    |
| 〃    | 県管理    | 30,730  | 18,460  | 60.1   | 4,070  | 13.2 |    |
| 県道   | 一      | 71,090  | 60,280  | 84.8   | 6,280  | 8.8  |    |
| 市道   | 幹線街路   | 92,960  | 80,920  | 87.0   | 3,060  | 3.3  |    |
| 〃    | 区画街路   | 14,780  | 14,780  | 100.0  | 0      | 0    |    |
| 〃    | 特殊街路   | 8,890   | 8,890   | 100.0  | 0      | 0    |    |
| 合計   |        | 233,660 | 198,540 | 85.0   | 13,410 | 5.7  |    |

## 立地適正化計画

立地適正化計画は、居住や必要な都市機能の適正な誘導を図ることで、人口減少の中でも一定の人口密度を維持しながらコンパクトなまちづくりと公共交通の確保を図り、持続可能な都市づくりを推進していくための計画である。

本市では、福井都市計画区域を計画の対象区域として、平成29年3月に、まちなか地区と田原町駅周辺を都市機能誘導区域として設定し、利用対象者が市民にとどまらず県民にも及ぶ広域的な機能を有する施設を誘導施設として設定した。また、平成31年3月には、一定の範囲において人口密度を維持するため居住誘導区域を設定した。

### ① 都市機能誘導区域

| 区域公表年月日     | 区域面積  | 備考                   |
|-------------|-------|----------------------|
| 平成 29. 3.31 | 601ha | まちなか地区と田原町駅周辺半径500m圏 |

### ② 誘導施設

| 誘導施設公表年月日   | 分類     | 施設  |
|-------------|--------|---|
| 平成 29. 3.31 | 行政サービス | 市役所、県庁等   |
|             | 教育文化   | 国立大学、図書館、博物館、美術館、大規模ホテルを有する複合交流施設、体育館（学校体育館、地域体育館などを除く。）等 |
|             | 商業     | 百貨店   |
|             | 福祉     | 通所介護施設、通所リハビリテーション施設（地域密着型サービスを提供する施設を除く。）                |

### ③ 居住誘導区域

| 区域公表年月日     | 区域面積    | 備考           |
|-------------|---------|--------------|
| 平成 31. 3.29 | 3,832ha | 市街化区域の81.79% |

## 開発許可制度

開発許可制度は、都市周辺部などにおける無秩序な市街化を防止し、計画的な土地利用を図るため、宅地に必要な公共施設の整備など一定の水準が確保された宅地造成などの開発行為を規制・誘導する制度である。

一般には、開発面積や予定建物に応じて、道路・公園・排水施設などが技術基準に適合していれば開発できるが、市街化調整区域では、目的が基準に該当するもの以外については開発を禁止している。

本市では、昭和59年7月1日から、開発許可の権限が県から移譲されている。

### 開発行為許可処理件数及び面積

| 年度 | 市街化区域 |                         | 市街化調整区域 |                         | 嶺北北部都市計画区域 |                  | 都市計画区域外 |                  |
|----|-------|-------------------------|---------|-------------------------|------------|------------------|---------|------------------|
|    | 処理件数  | 面積                      | 処理件数    | 面積                      | 処理件数       | 面積               | 処理件数    | 面積               |
| 30 | 15    | 25,328.80m <sup>2</sup> | 31      | 59,479.72m <sup>2</sup> | 0          | 0 m <sup>2</sup> | 0       | 0 m <sup>2</sup> |
| R1 | 22    | 34,577.35               | 20      | 33,162.72               | 2          | 20,443.74        | 0       | 0                |
| R2 | 17    | 33,091.33               | 33      | 56,759.95               | 0          | 0                | 0       | 0                |
| R3 | 23    | 62,454.84               | 13      | 11,365.94               | 1          | 5,230.13         | 0       | 0                |
| R4 | 14    | 30,658.69               | 21      | 24,579.20               | 1          | 10,332.20        | 0       | 0                |

# 交 通 政 策

既存の都市機能を効率よく活用しながら、誰もが利用しやすい快適な市内全域の交通ネットワークを構築し、公共交通の利便性向上と利用促進を図っている。

また、北陸新幹線の令和6年春の敦賀までの確実な開業及び大阪までのフル規格による早期全線開業を目指し、さまざまな取組みを行っている。併せて、北陸新幹線開業に伴う並行在来線開業に向けた取組みを行っている。

## 1 北 陸 新 幹 線・並 行 在 来 線

### (1) 經 縱

昭和45年5月……全国新幹線鉄道整備法公布

昭和47年6月……基本計画決定

昭和48年11月……整備計画決定

昭和57年3月……高崎・小松間の駅・ルート公表

昭和60年1月……小松・芦原温泉間の駅・ルート公表

昭和62年2月……芦原温泉・南越間の駅・ルート公表

昭和62年10月……小松・南越間の環境影響評価報告書案提示

平成7年9月……福井駅部調査着手

平成8年3月……小松・南越間の工事実施計画の認可申請

○南越・敦賀間のルート公表

平成14年1月……南越・敦賀間の環境影響評価完了

平成16年12月……政府・与党申合せ

○金沢車両基地・南越間

福井駅部について、平成17年度初に認可・着工し、平成20年度末の完成を目指す。

○南越・敦賀間

所要の手続きを経て、直ちに工事実施計画の認可申請を行う。

平成17年4月……福井駅部工事実施計画認可

平成17年6月……福井駅部高架橋工事着工

平成17年12月……南越・敦賀間の工事実施計画の認可申請

平成21年2月……福井駅部高架橋工事完成

平成23年12月……金沢・敦賀間の着工方針の決定

平成24年5月……並行在来線の経営分離について県及び沿線7市町が同意

平成24年6月……金沢・敦賀間工事実施計画認可（用地、土木構造物関係）

平成25年3月……福井県並行在来線対策協議会の設置

平成24年8月……金沢・敦賀間建設工事着工

平成27年1月……政府・与党申合せ

金沢・敦賀間の開業を3年前倒しし、平成34年度末の完成・開業を目指す。

平成27年3月……長野・金沢間開業

平成28年12月……敦賀・大阪間のルートが小浜京都ルートに決定（小浜市（東小浜）附近経由）  
 平成29年3月……京都・新大阪間のルートが南回りルートに決定（京田辺市（松井山手）附近経由）  
 平成29年5月……福井駅、敦賀駅の乗換利便性向上施設の整備方針の決定  
 平成29年10月……金沢・敦賀間工事実施計画（その2）認可（軌道、電気設備関係）  
 平成30年2月……敦賀駅、南越（仮称）駅の駅舎デザイン案の決定  
 平成30年3月……福井駅、加賀温泉駅、小松駅、芦原温泉駅の駅舎デザイン案の決定  
 平成30年8月……並行在来線の経営・運行に関する基本方針の策定  
 平成31年3月……金沢・敦賀間工事実施計画変更認可  
 平成31年4月……北陸新幹線各駅舎（小松、加賀温泉、芦原温泉、福井、南越（仮称）、敦賀）の外観・内観公表  
 令和元年5月……敦賀・新大阪間の駅・ルート公表  
 令和元年8月……福井県並行在来線準備株式会社の設立  
 令和元年11月……敦賀・新大阪間の環境影響評価方法書を公表  
 令和2年2月……福井県並行在来線経営計画（検討項目）の策定  
 令和2年4月……北陸新幹線福井駅建築工事 着工  
 令和3年3月……金沢・敦賀間工事実施計画変更認可  
 令和3年4月……福井県、石川県に鉄道・運輸機構北陸新幹線建設局を設置  
 令和3年9月……北陸新幹線福井駅（東口）拡張施設新築工事 着工  
 令和3年10月……福井県並行在来線経営計画の決定、福井県並行在来線対策協議会の解散  
 令和4年3月……福井県並行在来線利用促進協議会の設置  
 令和4年7月……福井県並行在来線準備株式会社が本格会社に移行（「株式会社ハピラインふくい」に社名変更）  
 令和4年8月……北陸新幹線福井駅建築工事 完了  
 令和5年1月……北陸新幹線福井駅（東口）拡張施設新築工事 完了

## （2）福井駅部の整備

| 名称            | 延長(m) | 認可年月日    | 施行年度   | 事業費(千円)   |
|---------------|-------|----------|--------|-----------|
| 北陸新幹線<br>福井駅部 | 800   | 平17.4.27 | 平17~20 | 5,099,000 |

## （3）金沢・敦賀間工事実施計画認可の主な概要

| 工事実施計画 | 区間     | 工事延長(km) | 認可年月日    | 工事の完成予定期               | 工事費(億円)  |
|--------|--------|----------|----------|------------------------|----------|
| その1    | 金沢・敦賀間 | 約114.4   | 平24.6.29 | 長野・金沢間の開業から<br>概ね10年強後 | 約8,968   |
| その2    | 金沢・敦賀間 | 約114.6   | 平29.10.6 | 令和4年度末                 | 約1兆1,858 |
| 変更     | 金沢・敦賀間 | —        | 平31.3.29 | —                      | 約1兆4,121 |
| 変更     | 金沢・敦賀間 | —        | 令3.3.31  | 令和5年度末                 | 約1兆6,779 |

## 2 公共交通の利用促進や利便性向上に向けた取り組み

### (1) 公共交通の活性化及び再生に向けた取り組み

#### ■第2次福井市都市交通戦略

① 策定時期 令和3年3月

② 目的

だれもが、目的やニーズに応じた交通手段を選択して移動することができるようにするため、日常生活の中心となる各地域拠点の特性に応じた必要な機能の集約を図るとともに、市全域のモビリティ（移動のしやすさ）を支える交通ネットワークを構築する。

#### ■福井市地域生活交通活性化会議

① 会議設置時期 平成18年9月

② 目的

地域公共交通の利用者代表、関係行政機関、交通事業者、学識経験者により、公共交通サービスの在り方や利便性向上、主にバス等の住民生活に必要な交通の確保および利用促進の具体的方策について協議・検討し実現を図る。

令和4年度から、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成に関する協議および計画等の実施に係る連絡調整も併せて行う。

### (2) 公共交通の利用状況及び利用促進の状況

#### ■ 京福バス 輸送人員の推移（千人）

|                  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 京福バス<br>(市内発着路線) | 2,809  | 2,706 | 2,007 | 2,137 | 2,378 |

#### ■ えちぜん鉄道 乗車人員の推移（千人）

|            | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| えちぜん鉄道（全線） | 3,700  | 3,625 | 2,651 | 3,003 | 3,391 |

#### ■ 福井鉄道 乗車人員の推移（千人）

|          | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 福井鉄道（全線） | 2,044  | 1,988 | 1,590 | 1,757 | 1,873 |

#### ■ 路線バス等に対する補助実績（千円）

|                        | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 京福バス・福鉄バス<br>・光タクシー 合計 | 237,564 | 245,915 | 257,639 | 269,896 | 298,484 |

#### ■ えちぜん鉄道に対する補助実績（千円）

|                     | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 設備維持補修費<br>(福井市負担分) | 53,863 | 57,402 | 59,381 | 58,378 | 72,924 |

#### ■ 福井鉄道に対する補助実績（千円）

|                     | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 設備維持補修費<br>(福井市負担分) | 58,350 | 58,350 | 58,350 | 58,350 | 58,350 |

## ■ 乗合タクシー

① 運行開始時期 平成15年4月

② 事業概要

路線バスの廃止に伴ってできた公共交通空白地域において、乗合タクシーを運行している（予約型含む）。

③ 運行状況

|         | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 乗車人数（人） | 62,166 | 72,306 | 52,461 | 51,535 | 49,444 |
| 運行地区数   | 17地区   | 17地区   | 17地区   | 18地区   | 14地区   |

## ■ 地域バス

① 運行開始時期 美山（芦見・味見）、海岸：平成21年4月

美山（羽生等）：平成17年4月（旧美山町から事業継承）

清水：平成21年7月（平成22年度末まで試行運行 23年度から本格運行）

② 事業概要

地域の特性に応じた移動手段を確保するため、合併3地区（美山・越廻・清水）で地域バスを運行している。

③ 乗車人員数（人）

| 地域名       | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 |
|-----------|--------|--------|-------|--------|-------|
| 美山（芦見・味見） | 10,848 | 10,099 | 8,945 | 10,609 | 8,648 |
| うちスクール利用  | 6,871  | 5,808  | 6,504 | 8,044  | 6,798 |
| 美山（羽生等）   | 4,347  | 4,277  | 2,802 | 2,379  | 2,339 |
| 海岸地域      | 9,841  | 7,273  | 6,390 | 5,624  | 7,437 |
| うちスクール利用  | 6,067  | 3,712  | 3,275 | 3,017  | 3,609 |
| 清水地域      | 2,583  | 1,858  | 1,987 | 1,921  | 2,129 |

## ■ 地域コミュニティバス

① 運行開始時期 平成23年4月

② 事業概要

公共交通空白地域等において、地域住民が交通事業者と連携・協力し、地域拠点や公共交通幹線軸上の乗継拠点等に接続する地域コミュニティバスを運行する経費を支援する。

③ 乗車人員数（人）

| 地 域 名       | 開始時期                      | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度  |
|-------------|---------------------------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 鷹巣・棗地域      | 平成23年4月                   | 3,281  | 2,871 | 2,508 | 2,344 | 1,799  |
| 酒生地域        | 〃                         | 7,981  | 6,826 | 6,541 | 6,866 | 6,642  |
| 殿下地域        | 〃                         | 2,197  | 2,544 | 2,176 | 2,256 | 2,702  |
| 鶴～宮ノ下～大安寺地域 | 平成23年6月                   | 2,157  | 2,520 | 1,854 | 1,813 | 1,272  |
| 日新地域        | 平成24年11月                  | 7,978  | 7,874 | 2,509 | 2,407 | 2,951  |
| 岡保地域        | 平成25年10月                  | 8,796  | 8,898 | 6,415 | 6,947 | 6,517  |
| 森田地域        | 試行：平成30年10月<br>本格：令和4年10月 | 3,150  | 7,219 | 4,524 | 7,191 | 11,073 |
| 東郷地域        | 試行：令和元年10月<br>本格：令和3年10月  |        | 1,198 | 3,588 | 2,524 | 2,977  |

### (3) 自転車利用推進に向けた取り組み

市民や観光客・ビジネス客等の利便性や回遊性の向上を図るため、令和5年3月以降は福井市まちなかレンタサイクル運営協議会を解散し、新たにICTを活用したシェアサイクル「ふくチャリ」の運営（福井市シェアサイクル事業協同体に委託）を行っている。

| 項目    | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 貸出拠点数 | 15     | 15     | 16    | 15    | 15    | 15    |
| 利用回数  | 6,059  | 6,620  | 7,240 | 3,686 | 5,051 | 6,729 |

## 3 駐車場

令和4年度利用状況

| 駐車場名 | 利用台数<br>(台) | 定期契約総数<br>(台) | 収入(円)      |            |           |             |
|------|-------------|---------------|------------|------------|-----------|-------------|
|      |             |               | 時間貸        | 定期券        | 回数券他      | 合計          |
| 大手   | 423,881     | 1,716         | 55,744,300 | 35,773,490 | 8,614,650 | 100,132,440 |
| 大手第2 | 89,347      | 590           | 32,753,250 | 10,505,710 | 192,050   | 43,451,010  |
| 本町地下 | 40,059      | 1,582         | 8,230,300  | 26,178,900 | 210,500   | 34,619,700  |

大手駐車場 昭和52年3月23日開設 収容台数264台 大手3丁目10-1

大手第2駐車場 平成4年4月17日開設 収容台数102台 大手3丁目12-20

本町通り地下駐車場 平成8年12月25日開設 収容台数316台 順化1丁目中央3丁目地係

## 4 自転車駐車場

| 設置個所                 | 所管       | 用地面積                | 収容台数 | 供用開始 |
|----------------------|----------|---------------------|------|------|
| J R 足羽駅              | 自転車利用推進課 | 55.00m <sup>2</sup> | 50台  | S52年 |
| えちぜん鉄道鷺塚針原駅          | 〃        | 75.00               | 50   | S54年 |
| えちぜん鉄道新田塚駅           | 〃        | 40.00               | 40   | S55年 |
| 福井鉄道浅水駅              | 〃        | 181.38              | 100  | S55年 |
| えちぜん鉄道東藤島駅           | 〃        | 95.96               | 45   | S56年 |
| J R 一乗谷駅             | 〃        | 74.00               | 40   | S56年 |
| 福井鉄道江端駅              | 〃        | 76.88               | 100  | S57年 |
| えちぜん鉄道追分口駅           | 〃        | 90.00               | 50   | S59年 |
| J R 越前花堂駅            | 〃        | 175.20              | 132  | S60年 |
| J R 越前高田駅            | 〃        | 37.95               | 15   | S60年 |
| J R 越前大宮駅            | 〃        | 319.00              | 15   | S60年 |
| フェニックス・プラザ自動車駐車場地下1階 | 施設活用推進課  | 276.66              | 207  | S60年 |
| えちぜん鉄道越前新保駅          | 自転車利用推進課 | 60.00               | 40   | S61年 |
| J R 市波駅              | 〃        | 34.00               | 30   | S62年 |
| 福井鉄道赤十字前駅            | 〃        | 132.79              | 61   | S62年 |
| J R 森田駅              | 〃        | 654.00              | 370  | H7年  |
| J R 大土呂駅             | 〃        | 328.70              | 134  | H9年  |
| J R 越前東郷駅            | 〃        | 524.00              | 132  | H10年 |

|                |   |          |       |      |
|----------------|---|----------|-------|------|
| J R 福井駅北側高架下   | 〃 | 2,435.90 | 2,000 | H17年 |
| えちぜん鉄道越前島橋駅    | 〃 | 8.76     | 12    | H17年 |
| えちぜん鉄道八ツ島駅     | 〃 | 21.50    | 20    | H19年 |
| えちぜん鉄道日華化学前駅   | 〃 | 21.50    | 20    | H19年 |
| えちぜん鉄道越前開発駅    | 〃 | 4.80     | 15    | H24年 |
| J R 福井駅西口再開発ビル | 〃 | 238.70   | 156   | H28年 |
| えちぜん鉄道田原町駅     | 〃 | 54.00    | 48    | H29年 |
| 福鉄ベル前駅         | 〃 | 54.05    | 45    | H29年 |
| えちぜん鉄道福井口駅     | 〃 | 70.00    | 60    | H30年 |
| えちぜん鉄道中角駅      | 〃 | 7.85     | 12    | R3年  |

## 交通安全対策

### 1 交通安全の推進・啓発

#### (1) 幼児、児童、高齢者等の交通安全教室

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、児童館、公民館等において、ビデオ、指人形等の教材を使用した指導や路上・交通公園等での実地指導を行う。

[交通公園]

開設 昭和49年

所在地 福井市和田2丁目401（渕上公園）

面積 1,400m<sup>2</sup>

主な設備 アスファルト舗装路、幅員4m、1周90m

交通信号機1式、踏切警報機1式、大人用三輪車2台、子供用自転車20台

衝撃実験用自動車1台、衝撃実験用人形1体

#### (2) 交通安全市民運動

春、夏、秋、年末の交通安全運動を通じて交通ルール・マナーの啓発を行うほか、交通安全推進団体と連携して啓発運動を行う。

#### (3) 交通指導員による交通指導

各地区に交通指導員を配置し、交通指導を行う。

指導員数 男性116人 女性26人 計142人 (令和5年4月1日現在)

任務内容 (定例) 毎週金曜日の街頭指導

(臨時) 四季の交通安全市民運動や交通の混雑が予想される各種行事での街頭指導、交通安全の広報活動

#### (4) 各種交通安全推進団体の支援

交通安全推進協議会連合会、交通安全協会、交通指導員会、交通安全やまびこクラブ推進協議会の事業活動の支援を行う。

## 2 自転車等の適正駐車の指導・啓発

道路、駅前広場など公共の場所及び自転車駐車場内に長期間置かれている自転車等の整理・警告・撤去作業を実施することにより、歩行者の安全と円滑な交通環境を維持する。

令和4年度事業実績

| 警 告 数 | 撤 去 数 | 返 還 数 |
|-------|-------|-------|
| 1,428 | 431   | 54    |

| 事 業 内 容    | 事業費 (千円) |
|------------|----------|
| 自転車撤去・運搬業務 | 1,230    |
| 自転車整理・返還業務 | 4,186    |
| 自転車廃棄・処分業務 | 1        |
| 合 計        | 5,417    |

## 3 交通事故発生状況 (高速道路での交通事故を除く)

### (1) 市内での発生件数及び死傷者数

| 年   | 件 数 (件) | 死 者 (人) | 傷 者 (人) |
|-----|---------|---------|---------|
| R 2 | 380     | 11      | 415     |
| R 3 | 398     | 12      | 421     |
| R 4 | 369     | 1       | 420     |

### (2) 子どもの交通事故状況 (市内)

| 年     | R2  |     |     |     | R3      |     |     |     | R4      |     |     |     |
|-------|-----|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|
|       | 区 分 | 死 者 | 傷 者 | 計   | 構成比 (%) | 死 者 | 傷 者 | 計   | 構成比 (%) | 死 者 | 傷 者 | 計   |
| 総 数   | 1   | 17  | 18  | 100 | 0       | 20  | 20  | 100 | 0       | 14  | 14  | 100 |
| 幼 児   | 1   | 5   | 6   | 33  | 0       | 4   | 4   | 20  | 0       | 6   | 6   | 42  |
| 小 学 生 | 0   | 7   | 7   | 39  | 0       | 10  | 10  | 50  | 0       | 4   | 4   | 29  |
| 中 学 生 | 0   | 5   | 5   | 28  | 0       | 6   | 6   | 30  | 0       | 4   | 4   | 29  |

### (3) 高齢者の交通事故状況 (市内)

| 年   | R2  |     |     | R3 |     |     | R4 |     |     |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|
|     | 区 分 | 死 者 | 傷 者 | 計  | 死 者 | 傷 者 | 計  | 死 者 | 傷 者 |
| 人 数 | 6   | 78  | 84  | 11 | 86  | 97  | 1  | 60  | 61  |

# 行政のICT化とDX

## 1 福井市総合行政情報システム（システム291）

福井市は、昭和51年から開始した基幹系業務を中心とする福井坂井地区広域市町村圏事務組合の「広域圏共同利用システム」、昭和60年から開始した内部系業務を中心とする「福井市独自開発システム」、各所属で導入したパソコンをベースとする「各課独自導入システム」の3種類のシステムを利用し、行政事務の効率化等を図ってきた。

近年になって、これらシステムのダウンサイジングやトータルコスト削減、情報セキュリティの確保、業務の再構築及び市民サービスの向上等を求められるようになり、それを達成するためには、パッケージソフトウェアを軸としたシステム開発とすること、及び、業務システム全体を統括して管理するシステムインテグレータを活用することが必要との結論に達した。

そこで、外部識者を含む選定委員会におけるプロポーザルを経て、平成19年10月にシステムインテグレータを決定し、当該受託業者により、平成21年から福井市総合行政情報システム（システム291）の運用を開始した。システムの開発に着手した平成19年11月から平成27年3月末までの事業期間を「第1期事業」、平成27年4月から令和2年3月末までの事業期間を「第2期事業」、令和2年4月から令和7年3月末までの事業期間を「第3期事業」としている。

### （1）主な対象業務

| 区分      | 業務                             |                        |                      |                 |
|---------|--------------------------------|------------------------|----------------------|-----------------|
| 住民情報    | 住民登録                           | 印鑑登録                   | 選挙                   | 就学児童管理          |
| 税       | 固定資産税<br>個人住民税                 | 償却資産税<br>法人住民税         | 家屋台帳<br>軽自動車税        | 家屋評価<br>収納・滞納管理 |
| 保険年金    | 国民年金                           | 国民健康保険税                | 国保（資格・給付）            |                 |
| 福祉      | 重度・障害者医療<br>在宅老人・老人福祉<br>子ども医療 | 児童手当<br>自立支援<br>ひとり親医療 | 児童扶養手当<br>介護保険       | 子育て支援<br>後期高齢者  |
| 内部事務    | 人事・給与<br>財産管理                  | 職員健康管理<br>起債償還         | 庶務事務<br>文書管理         | 財務会計            |
| グループウェア | 掲示板<br>会議室予約                   | メール<br>公用車予約           | スケジュール               | 行事予定            |
| 工事管理    | 工事執行管理                         | 工事検査評定                 | 工事調書                 | 土木積算            |
| 企業局     | 公営企業会計<br>改造資金貸付金              | 水道料金<br>水洗化率算定         | 水道検針<br>農業集落排水受益者分担金 | 受益者負担金          |

### （2）事業経費

#### ① 第1期事業

| 区分           | 金額（千円）    |
|--------------|-----------|
| 開発業務         | 1,341,900 |
| 運用業務         | 3,436,208 |
| 介護保険システム統合事業 | 197,811   |

② 第2期事業

| 区分     | 金額(千円)    |
|--------|-----------|
| 構築業務   | 1,654,220 |
| 機器調達業務 | 527,772   |
| 運用業務   | 1,038,720 |

③ 第3期事業

| 区分            | 金額(千円)    |
|---------------|-----------|
| ソフトウェア構築・保守業務 | 1,851,703 |
| ハードウェア構築・保守業務 | 894,201   |
| 運用業務          | 809,921   |

## 2 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

福井市では、ICTの浸透により人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるDXを推進していくため、「福井市DX推進計画（計画期間令和4度～令和8年度）」を策定している。

福井市DX推進計画では、「暮らしのDX」、「産業のDX」、「行政のDX」の3つの基本目標に、15の取組分野に分類した48の取組事項を設定しており、具体的な個別の事業については「福井市DX推進計画実施計画（計画期間令和4度～令和8年度）」で、スケジュールや数値目標を定めて進捗管理を行う。

### 主なDX関連の取組

① Maasシステムの導入

地域住民の移動ニーズに応じて、複数の公共交通を最適に組み合わせて検索、予約、決済等を一括で行う、Maasシステムを導入する。

② 行政手続のオンライン化

マイナポータル（ぴったりサービス）や福井県電子申請・施設予約サービス（ふくe-ねっと）を活用して、行政手続のオンライン化を推進し、市民の利便性の向上を図る。

③ AIチャットボットの運用

AIを活用したチャットボットを運用し、24時間365日市民からの問合せに自動応答を行うとともに、電話やメールへの対応の事務軽減、窓口対応時間の短縮や混雑の回避に繋げる。

④ RPA導入による定型的な事務作業の自動化推進

RPA導入効果の周知を職員に対して行うとともに、シナリオ作成支援や研修等を実施し、定型的な事務作業の自動化を推進する。

